エコプロダクツ製品化支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 エコプロダクツ製品化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、 岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)の定めによるほか、この要綱に定め るところによる。

(定義等)

- 第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者のうち、岡山県内(以下「県内」という。)において事業を行う者をいう。
- 2 この要綱において「中小企業者の団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号) 第 3 条第 1 項各号に規定する中小企業団体のうち、県内において事業を行う者で、次の各号のいずれかに該当し、その構成員の 2 分の 1 以上が中小企業者である者をいう。
 - 一 事業協同組合
 - 二 事業協同小組合
 - 三 企業組合
 - 四 協業組合
 - 五 商工組合
- 3 この要綱において「エコ製品」とは、岡山県循環型社会形成推進条例(平成 13 年条例第 77 号。以下「条例」という。)第 27 条第 1 項に規定する製品をいう。
- 4 この要綱において「循環資源」とは、条例第2条第3項に規定するものをいう。
- 5 この要綱において「指定循環資源」とは、条例第20条第1項の規定により、知事が指定するものをいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、岡山県産業廃棄物処理税条例(平成14年岡山県条例第47号)第1条に規定する産業廃棄物処理税を財源として、中小企業者又は中小企業者の団体(以下「補助事業者」という。)が、エコ製品への認定を目指すなど、循環資源を原料とした競争力ある新製品開発のための事業化可能性調査・検証事業及び実用化研究事業並びに循環資源を原料とした製品(補助事業者が自ら開発・製造したものに限る。)の市場競争力の向上のための改良研究事業を行う場合に必要な経費の一部を補助することにより、地域経済を支える中小企業者等の競争力を高めることで県内の地域産業を活性化するとともに、循環型社会の形成促進を図ることを目的とする。

(交付対象事業の内容等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容、補助率、補助限 度額及び事業期間は別表1、補助対象経費は別表2のとおりとし、知事が必要かつ適当と認め たものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号) を別に定める日までに知事へ提出しなければならない。 (交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の うえ、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)に より当該補助金の申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定後に補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受領した日から起算して20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

- 第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。 ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- 2 知事は前項の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(軽微な変更)

- 第9条 前条第1項ただし書の「軽微な変更」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 補助対象経費の各経費区分間の配分をいずれか低い額の 20%以内(当該経費区分の 20%に 相当する額が 20 万円以下の場合は 20 万円以内) で変更する場合
 - 二 補助の目的及び補助事業の実施に影響を及ぼさない範囲の原材料の数量、機械等の仕様の 変更、その他補助事業の細部を変更する場合

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業実施年度の 9 月 30 日現在における補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書(様式第 5 号)を当該年度の 10 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書(様式第6号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第10条の規定による中止(廃止)の承認を受けたときは、その日から起算して15日を経過した日又は補助金交付決定年度の3月15日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を 行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に 適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により当該補助事業者 に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える 補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年利 10.95%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求等)

第15条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金概算払(精 算払)請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第16条 知事は、第10条の規定による補助事業の中止(廃止)の申請があった場合には、補助 金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年利 10.95%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(財産の処分及び管理)

第17条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し(以下「処分」という。)ようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、当該取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものはこの限りでない。

- 2 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより、当該補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。
- 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も、取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理 するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第18条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案、意匠の創作、回路配置の創作、著作物の 創作等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権(以下「産業財産 権等」という。)を補助事業の実施期間内に出願し、登録し若しくは取得し又はそれらを譲渡 し、若しくは実施権を設定(以下「取得等」という。)したときは、遅滞なくその旨を記載した産業財産権等取得届出書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(実施結果の事業化等)

- 第19条 補助事業者は、補助事業の実施結果の事業化に努めるものとする。
- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況及び補助事業に基づく産業財産権等を取得等した場合にはその状況について、事業化状況等報告書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(成果の発表及び普及)

- 第20条 補助事業者は、知事が補助事業の成果の発表及び普及を図るときは、これに協力するよう努めなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の成果等を外部に発表するときは、本事業の財源が岡山県産業廃棄 物処理税である旨の周知を図ることとする。

(証拠書類の保存)

第21条 補助事業者は、補助金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、 かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければ ならない。

(立入検査等)

第22条 知事は、補助事業の適正を期するために必要があると認めたときは、補助事業者の事務 所等に立ち入り、関係書類、帳簿、その他の物件等を検査することができる。

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

※この事業は、「岡山県産業廃棄物処理税」を活用して行っております。

別表1

7 7 7 7 2					
補助事業者	区分	事業内容	補助率	補助限度額	事業期間
中小企業者又は	事業化可能	エコ製品への認定を目指すなど、	補助対象経	1,000千円	交付決定
中小企業組合	性調査・検	循環資源を原料とした競争力あ	費の1/2以		日から、交
	証	る新製品の開発に係る事業化可	内		付決定日
		能性調査・検証	※ただし、		が属する
	実用化研究	エコ製品への認定を目指すなど、	指定循環資	3,000千円	会計年度
		循環資源を原料とした競争力あ	源を原料と		の2月末ま
		る新製品の開発に係る実用化研	する場合は		で
		究	2/3以内		
	改良研究	自社で開発・製造した循環資源を		1,000千円	
		原料とする製品の市場競争力の			
		向上のための改良研究事業			

- 注1) 改良研究事業における製品には、本補助事業の成果としての試作品又は企業独自の製品開発の成果品としての試作品を含むものとする。
- 注 2)同一テーマ・内容で本補助金申請の同一区分に申請できるのは 1 回とする。ただし、 本補助金申請で不採択となった場合を除くものとする。

別表2 (補助対象経費)

<事業化可能性調査・検証事業>

経費区分		内容				
	人件費	・当該事業に直接従事した者の直接作業時間に対して支払われる経費				
労務経費		※対象経費は、従事者の時間給に直接作業時間数を乗じた額とし、時間給額は各				
【全補助対		所属機関の雇用規定に定める額とする。				
象経費の 1/3	旅費	・当該事業を行うために直接必要な旅費(国内を原則とする)				
未満】		※タクシー代、グリーン料金、航空運賃等のファーストクラス料金等は含まない。				
市場動向等調	<u></u> 査費	・当該事業に係る産業財産権等に関する先行技術調査に要する経費				
		・開発に係る市場動向(マーケティング)調査費用				
		※例:シンクタンク会社等への調査委託費用等				
試験分析費		・試験又は分析に要する経費				
		※例:①開発品の品質等に係る評価試験費(強度評価試験、消臭効果評価試験等)				
		②開発品の、エコ製品認定基準への適合性検査に係る分析・試験費用(J				
		IS規格への適合性検査試験費用等)				

<実用化研究事業><改良研究事業>

t						
経費区分	内 容					
人件費	・当該事業に直接従事した者の直接作業時間に対して支払われる経費					
労務経費	※対象経費は、従事者の時間給に直接作業時間数を乗じた額とし、時間給額は各					
【全補助対	所属機関の雇用規定に定める額とする。					
象経費の 1/3 旅 費	・当該事業を行うために直接必要な旅費(国内を原則とする)					
未満】	※タクシー代、グリーン料金、航空運賃等のファーストクラス料金等は含まない。					
原材料費	・主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費					
機械装置費	・機械装置又は分析等機械装置(取得価格 50 万円以上も含む。)の借上げに要す					
	る経費					
	・機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品並びに分析等機械装置の					
	購入に要する経費					
	※「分析等機械装置」とは、測定、分析、解析、評価等を行う機械装置をいい、					
	取得価格が 50 万円未満のものとする。(当該研究開発の成果物に含まれるも					
	のは除く。)					
	・機械装置を外注により試作、改良、据付け、修繕する場合に要する経費					
工具器具費	・機械装置等を製作するための工具・器具の借上げに要する経費					
	・工具・器具の購入に要する経費					
	・工具・器具を外注により試作、改良、据付け、修繕する場合に要する経費					
共同研究費	・大学等との共同研究契約等に基づき当該大学等に支払う経費					
【全補助対象経費の	※大学等に現物支給する場合の消耗品費等を含む。					
1/2 未満】						
技術指導受入費	・外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払う経費					
【全補助対象経費の						
1/2 未満】						
試験分析費	・試験又は分析に要する経費					
	※例:①開発品の品質等に係る評価試験費(強度評価試験、消臭効果評価試験等)					
	②開発品の、エコ製品認定基準への適合性検査に係る分析・試験費用(J					
	I S規格への適合性検査試験費用等)					
委託・外注費	・事業遂行に必要な調査等の委託に要する費用(試験分析費を除く)					
	※例:実証データ取得、マーケティング調査委託、デザイン委託費用					
【全補助対象経費の	・設計、ソフトウェアのプログラミング、原材料の再加工を外注する場合の費用					
1/2 未満】	※機械装置又は工具器具を外注する場合を除く。					

※消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助対象経費には含まれない。 ※借上げに要する経費については、当該年度内支出部分のみを対象とする。

年 月 日

岡山県知事

(住 所) (申請者名) (代表者名)

令和 年度エコプロダクツ製品化支援事業費補助金交付申請書

上記補助金の交付について、岡山県補助金等交付規則(昭年41年岡山県規則第56号)第4条の規定により、下記のとおり申請します。

- 1 申 請 区 分 ()事業化可能性調査・検証 ()実用化研究 ()改良研究
- 2 テ ー マ 名
- 3 交 付 申 請 額 令和 年度 円
- 4 補助事業の内容 別紙「補助事業実施計画書」のとおり
- 5 添 付 書 類
 - ・ 直近2年間の決算関係書類(写)(勘定科目内訳・法人事業概況説明書含む。)
 - 会社の定款(写)
 - ・ パンフレット等会社の概要がわかるもの
 - 県税完納証明書
 - ・ その他参考となる資料

岡山県指令 第 号

補助金交付決定企業名

令和 年度エコプロダクツ製品化支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった上記補助金については、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第5条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第7条の規定により通知します。

令和 年 月 日

岡山県知事

記

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和 年度エコプロダクツ製品化支援事業費補助金交付申請書(以下「申請書」という。)の記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された 場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとす る。

補 助 対 象 経 費金円補 助 金 の 額金円

- 3 補助対象経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のと おりとする。
- 4 補助事業者は、岡山県補助金等交付規則及びエコプロダクツ製品化支援事業費補助金交付要綱で定めるところに従わなければならない。
- 5 補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を 取り消すことがある。

また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときはその返還を行わなければならない。

- 6 補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。
- 7 知事が別に定める期間内に、取得財産等を処分しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

この場合において知事は、当該取得財産等が別に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

令和 年 月 日

岡山県知事

(住 所) (補助事業者名) (代表者名)

令和 年度エコプロダクツ製品化支援事業費補助金に係る 補助事業(内容、経費の配分)変更承認申請書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった 上記の補助事業 (内容、経費の配分)を下記のとおり変更したいので、岡山県補助金等交付規則 (昭和41年岡山県規則第56号)第10条の規定により承認を申請します。

- 1 申 請 区 分 ()事業化可能性調査・検証 ()実用化研究 ()改良研究
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 経費配分の変更 別表のとおり

別表(様式第3号関係)

経費区分	補助事業に 要する経費		補助対象 経 費		補助金 申請額		備考 (積算根拠)
	()	()	()	
旅費							
	()	()	()	
原材料費							
	()	()	()	
機械装置費							
	()	()	()	
工具器具費							
	()	()	()	
市場動向等調査費							
	()	()	()	
共同研究費							
	()	()	()	
技術指導受入費							
	()	()	()	
試験分析費	<u> </u>	· · ·	,	· · ·	,		
	()	()	()	
外注・委託費	`	,	`	,	`	,	
)	()	()	
	1		`		`		
11474 176	()					
 合計	1						
н ні)	()	(,	

注)(1)変更に係る参考資料等を添付すること。

(2) () 内は、変更前の数字を記載すること。

(住 所) (補助事業者名) (代表者名)

令和 年度エコプロダクツ製品化支援事業費補助金 に係る補助事業中止 (廃止) 承認申請書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を下記の理由により中止(廃止)したいので、岡山県補助金等交付規則(昭和 41年岡山県規則第56号)第10条の規定により承認を申請します。

記

1 申請区分 ()事業化可能性調査・検証 ()実用化研究 ()改良研究

殿

- 2 テーマ名
- 3 理 由
- 4 中止 (廃止) の時期

(住 所) (補助事業者名) (代表者名)

令和 年度エコプロダクツ製品化支援事業費補助金 に係る補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業の遂行状況について、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第11条の規定により報告します。

- 1 申 請 区 分 ()事業化可能性調査・検証 ()実用化研究 ()改良研究 2 テ ー マ 名
- 3 補助金交付決定額
- 4 補助事業の遂行状況
- (1) 実施状況の経過
- (2) 今後の計画等
- 注)補助事業の遂行状況については詳細に記載すること。

殿

(住 所) (補助事業者名) (代表者名)

令和 年度エコプロダクツ製品化支援事業費補助金 に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に係る事故について、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第12条第2項の規定により下記のとおり報告します。

- 1 申 請 区 分 ()事業化可能性調査・検証 ()実用化研究()改良研究
- 2 テ ー マ 名
- 3 補助事業の進捗状況
- 4 同上に要した経費
- 5 遅延の内容及び原因
- 6 遅延に対する措置
- 7 補助事業の遂行及び完了の予定
- 注)遅延の理由を立証する書類を添付すること。

令和 年 月 日

岡山県知事

(住 所) (補助事業者名) (代表者名)

令和 年度エコプロダクツ製品化支援事業費補助金 に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を令和 年 月 日付けで完了(廃止)しましたので、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第13条第1項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

- 1 申 請 区 分 ()事業化可能性調査・検証 ()実用化研究 ()改良研究
- 2 テ ー マ 名
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助事業の成果 別紙「補助事業実績報告書」のとおり

補助事業実績報告書

1 事業内容等

役職:	氏名:
TEL:	F A X :
E-mail:	
(ページ数に制限)	 はありませんので、必要に応じて適宜、行を追加して
ください。)	
_ , , , ,	
ール	
要	
込み	
_ ,	
状況	
	TEL: E-mail:

実施期間	令和	年	月	日	~	令和	年	月	日	

2 経費の配分

経費区分	補助事業に	補助対象	補助金	備考(積算根拠)
↓ // / #,	要した経費	経費	申請額	
人件費				
旅費				
原材料費				
機械装置費				
工具器具費				
市場動向等調査費				
費				
共同研究費				
技術指導受入費				
試験分析費				
委託・外注費				
消費税				
合計				

[※] 消費税及び地方消費税の額は補助対象経費には含まないので、補助申請に要する経費の各欄 (消費税の欄及び合計の欄は除く。)には、消費税及び地方消費税の額を控除した額を記載する こと。

令和 年 月 日

岡山県知事

(住 所)

(補助事業者名)

(代表者名)

印

令和 年度エコプロダクツ製品化支援事業費補助金概算払 (精算払)請求書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金について、エコプロダクツ製品化支援事業費補助金交付要綱第 15 条の規定により下記のとおり請求します。

記

 金
 円

 1
 交付決定額
 円

 2
 概算払受領済額
 円

 3
 今回請求額
 円

 4
 残
 額
 円

 5
 振込先

金融機関名、店舗名:

預金種別 :

口座番号 :

口座名義(カタカナ):

殿

(住 所) (補助事業者名) (代表者名)

令和 年度エコプロダクツ製品化支援事業費補助金 に係る取得財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金に関し、取得財産等を次のとおり処分したいので、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第20条の規定により、承認を申請します。

- 1 申 請 区 分 ()事業化可能性調査・検証 ()実用化研究()改良研究
- 2 テ ー マ 名
- 3 品目及び取得年月日
- 4 取得価格及び時価
- 5 処 分 の 方 法
- 6 処 分 の 理 由

(住 所) (補助事業者名) (代表者名)

令和 年度エコプロダクツ製品化支援事業費補助金 に係る産業財産権等取得等届出書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金に関し、下記のとおり産業財産権等の取得等をしたので、エコプロダクツ製品化支援事業費補助金交付要綱第 18 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 種 類 (産業財産権等の種類及び番号)
- 2 取得年月日
- 3 概 要
- 4 相手先及び条件(譲渡及び実施権設定の場合)

殿

(住 所) (補助事業者名) (代表者名)

令和 年度エコプロダクツ製品化支援事業費補助金 に係る事業化状況等報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金に関し、令和 年度の事業化状況等について、エコプロダクツ製品化支援事業費補助金交付要綱第19条第2項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 テーマ名
- 2 事業化の状況(次の(1)~(4)のいずれかに \bigcirc 印を付け、状況等を記入してください。)
- (1) 事業化していない理由:
- (2)研究開発継続中今後の事業化の見込み:
- (3) 開発は概ね完了 今後の事業化の見込み:
- (4) 事業化している(製品のパンフレット等があれば、添付してください。)
 - ①製品の名称、単価、内容
 - ②本年度生産数、生産額
 - ③今後の見通し
 - ④従業員数への効果(今年度末人数-前年度末人数=増減人数)
 - ⑤エコ製品への認定状況
 - ⑥その他参考事項
- 3 産業財産権等の取得等
- (1)産業財産権等の種類及び番号
- (2) 取得等年月日
- (3) 概要
- 4 令和 年度売上額(企業全体) ※決算書を添付してください。